

名護市市制50周年公式ロゴマーク使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は「名護市市制50周年公式ロゴマーク」(以下「ロゴマーク」という。)について、市内外へ名護市の持つ魅力を積極的に発信するために使用する際に必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークに関する権利)

第2条 ロゴマークに関する一切の権利は、市に属する。

(デザイン)

第3条 ロゴマークのデザインは、別表に定めるとおりとする。

(使用者)

第4条 ロゴマークは、営利目的又は公益目的(非営利)に関わらず、本市の魅力向上や活性化に資する場合において使用することができる。

(使用の条件)

第5条 ロゴマークを使用する者は、次に掲げる事項の全てに該当しなければならない。

- (1) 本市の信用や品位を損なう、又は損なうおそれがないこと。
- (2) 自己の商標や意匠にするなど、独占的に使用しないこと。
- (3) 法令及び公序良俗に反する、又は反するおそれがないこと。
- (4) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に利用しないこと。

2 営利目的でロゴマークを使用する者は、名護市市制50周年公式ロゴマーク使用届出書(営利目的用)(様式)及び具体的な使用方法が確認できる書類又は写真等を市長へ提出しなければならない。

3 前項の届出の期間は、令和元年5月16日から令和3年3月26日までの間とする。

(遵守事項)

第6条 営利目的又は公益目的(非営利)にロゴマークを使用する者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークは大きさのみ変更可能とし、デザイン、色及び文字等は変更して使用しないこと。
- (2) ロゴマークについて商標、意匠等の登録出願を行わないこと。

(使用料)

第7条 ロゴマークの使用は、無料とする。

(努力義務)

第8条 使用者は、第5条第1項各号に規定する事項に反しない上で、SNS等あらゆる媒体を使って名護市市制50周年をPRするよう努めるものとする。

(違反に対する取扱い)

第9条 市長は、使用者がこの要綱に違反したときは、その使用の差し止めの請求又は必要な指示等(以下「請求等」という。)を行うことができる。

2 市長は前項の規定により請求等を行った者に対して、ロゴマークを使用している物件等(以下「使用物件等」という。)の回収を求めることができる。

(損害等)

第10条 市は、次に掲げる事項について、一切の責任を負わないものとする。

- (1) 前項の規定による請求等及び使用物件等の回収その他ロゴマークの使用に関して使用者に生じた損害又は損失
 - (2) 使用者が、その使用により第三者に対して与えた損害又は損失
- (使用の禁止)

第10条 市の都合により、市はいつでも本件ロゴマークの使用を禁止することができる。
この場合において、使用者が被った損害又は損失について、市は一切その責めを負わないものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、市長が別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。